

「第2期熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略」(素案)に関する御意見の概要及び県の考え方について

No	御意見・御提案の概要	県の考え方	取扱
<b>第3章 4つの基本目標と基本的方向</b>			
1	<p>「県民総幸福量の最大化」を継承するとされ、数値目標の最初にも「県民総幸福量」が掲げられている。「幸福」は人生にとっての目的ともいえるものであり、大賛成。一方で、極めて漠然としており、概念として捉えにくいもの。</p> <p>このことから、「幸福とは何か」、「どのような状態を幸福というのか」について、県としての定義を示すべき。定義が明確になることで、施策を打ち出しやすくなる。</p>	<p>御意見を踏まえ、「県民総幸福量の考え方と構成要素」をP11に記載しました。</p> <p>県では、経済的な豊かさ、熊本の品格とそれに対するプライド、安心して長寿を迎えられること、夢を持つこと、といった心の豊かさが相まって県民総幸福量が増大すると考えています。この考え方を県民アンケートを用いて指標化し、県民総幸福量を把握することで施策に反映させて参ります。</p>	反映
2	<p>県民、特に子供たちに「幸福」について学ぶ機会・考える機会の確保を、打ち出してもらいたい。</p>	<p>本県では、県民参加型のワークショップや出前講座を通じて「幸福」について学び考える場を設けています。</p> <p>頂いた御意見については、今後、取組みを進めていく上で、参考とさせていただきます、引き続き、幅広い年齢層を対象に取り組みで参ります。</p>	参考
<b>第5章 地方創生の実現に向けた取組み</b>			
<b>(消費者行政について)</b>			
3	<p>第5章-2-施策2「①生活への支援、子供の居場所の確保、差別・犯罪の防止」において「新型コロナウイルス感染症に乗じた『電話で『お金』詐欺』等の消費者被害への取組推進」が掲げられているが、第5章-1-施策11においても、大規模災害に乗じて被災した建物の修繕に関連する業者が消費者関連法に抵触しかねない営業行為を行っていることで消費者被害が発生しており、こちらへの対応についても取組みに追加してもらいたい。</p>	<p>消費者被害への取組みについては、災害時だけではなく、あらゆる場面で重要な取組みであるため、「4 将来に向けた地方創生の取組み」-「施策3 安全・安心な社会の実現」に次のとおり記載しました。</p> <p>P37 県民が安全・安心に暮らせるよう、消費者被害の未然防止と早期救済のための取組みを推進します。また、自ら考え、意思決定し、行動できる消費者を育成するために、ライフステージに応じた体系的な消費者教育に取り組みます。</p> <p>頂いた御意見を踏まえ、現在策定中の「第4次熊本県消費者施策の推進に関する基本計画」に基づき、県民の皆様の消費生活の安定及び向上に向け、消費者行政を推進して参ります。</p>	反映
<b>(がけ地近接等危険住宅移転事業、土砂災害危険住宅移転促進事業について)</b>			
4	<p>本県のこれまでの被災経験を活かし、「ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる」ため、「がけ地近接等危険住宅移転事業」及び「土砂災害危険住宅移転促進事業」の積極的な活用推進や更なる制度の充実について検討してもらいたい。</p>	<p>御意見を踏まえ、国への要望、市町村への補助制度導入の働きかけ、県民への周知などの取組みを進め、「がけ地近接等危険住宅移転事業」及び「土砂災害危険住宅移転促進事業」の積極的な活用推進や更なる制度の充実に取り組みで参ります。</p>	参考
<b>(労働組合について)</b>			
5	<p>労働組合があることは、安心して働ける職場づくりに大きく寄与し、「若者の地元定着と人材育成」「安全・安心な社会の実現」につながる。しかし、多くの中小・地場企業では、労働組合を作ることに経営者が不当な圧力をかけることが多々あり、その結果、不条理な扱いを受けている県民がたくさん存在する。</p> <p>このことから、労働組合の設立を経営者が妨害することがないようにすることを、戦略の中で打ち出していきたい。</p>	<p>本県では、職場でのトラブルに関し、熊本県しごと相談・支援センターにおいて、専門の相談員が労働者、使用者からの労働相談を中立的な立場で受けるなど、労働者が安心して働ける職場づくりを支援しています。</p> <p>御意見を踏まえ、「2 新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応」-「施策3 持続可能な経済活動の実現」に、「安心して働き続けられる雇用環境の整備」について記載しました。</p>	反映
<b>(ワークルールの周知について)</b>			
6	<p>不当な労働環境におかれている県民が少なくない。基本的なワークルールを順守していれば改善できるケースがほとんどだが、順守の前に、使用者側も労働者側もそもそもワークルールを知らないケースが少なくない。</p> <p>そのようなことから、基本的なワークルールの県民への周知、特に子供たちへの周知について、戦略を打ち出していきたい。</p>	<p>ワークルールの周知については、「4 将来に向けた地方創生の取組み」-「施策2 若者の地元定着と人材育成」に次のとおり記載し、取り組むこととしています。</p> <p>P35 高校における県内経済団体等との連携強化、キャリアサポーター制度等の活用、地域産業界と協働したインターンシップ等の実施、産業教育環境の整備等により、キャリア教育を推進し、県内就職率の向上を図るとともに、先端技術にも精通した若者や地域社会で活躍できる人材の育成に取り組みます。</p> <p>具体的には、国と連携し、労働条件や労働相談の窓口など仕事に関する基礎的な知識などをまとめた「働く若者のハンドブック」を発行し県内の高校生に配布するとともに、ハンドブックをインターネットでも閲覧できるようにしています。</p> <p>頂いた御意見を踏まえ、今後も広く県民に周知して参ります。</p>	記載済

「第2期熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略」(素案)に関する御意見の概要及び県の考え方について

No	御意見・御提案の概要	県の考え方	取扱
(重要業績評価指標 (KPI) について)			
7	示されたKPIは全体的にむりやり感、帳面消し感が強い印象を受ける。本当に指標として必要なものだけを掲げたほうがよいのではないかと。	第2期熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略では、施策と成果が密接に結びつくKPIを、できるだけ数を絞って設定しています。頂いた御意見を踏まえ、PDCA マネジメントサイクルにより、継続的な改善を図りながら、成果重視の県政運営を行って参ります。	参考
8	熊本地震からの創造的復興のためには、県独自の6つの支援策とともに被災者自身の自助努力が重要であり、また、すまいの再建を促進するにあたっては費用面の問題も大きく公助で対応することには限界があると考えており、これらへの対応として、政府においても普及を図っている地震保険はその一手法と考えている。 県の地域防災計画内で、事前の備えの一つとして地震保険を明記しているが、総合戦略でも地域住民の地震災害への経済的な備えとして地震保険を浸透させるための取組みを追加するとともに、地震保険の世帯加入率等をKPIに加えて欲しい。	本県では、被災者一人ひとりの状況にしっかりと寄り添い、本県独自の支援策等による支援を進めてきました。頂いた御意見を踏まえ、自助による地震への備えとして、地震保険の加入促進について、県広報を活用し、県民への周知に取り組んで参ります。	参考
9	「高齢運転者による深刻な交通事故を防止するための安全運転支援装置や、安全運転の推進と無謀運転の抑制につながるドライブレコーダーの機器設置の支援」について賛同する。より具体的な普及を図るべく、機器設置状況の重要業績評価指標への追加を検討してもらいたい。	安全運転支援装置等の設置支援は、交通事故防止に向けた取組みの一つであり、「安全・安心な社会の実現」に係るKPIとして、「交通事故死傷者数」を設定しています。頂いた御意見を踏まえ、高齢運転者による深刻な交通事故防止に向け、総合的な交通安全施策を関係機関等と連携・協力して推進して参ります。	参考
10	令和2年(2020年)12月10日の新聞における「県子ども食堂ネットワーク」理事長のインタビュー記事では、全小学校区に子ども食堂の開設をめざすとされている。別の記事でも現時点で県内子ども食堂数は91カ所と記載があった。 どの校区にも貧困家庭はあるはずであり、学校基本調査(H30)では県下の公立小学校数は343となっており、子ども食堂数の目標100は少ないのではないかと。また、100とした根拠を教えてください。	令和3年(2021年)1月現在、県で把握している子ども食堂の数は88カ所ですが、この約半数が熊本市に開設されており、設置がない市町村が15、設置が1カ所の市町村が16と地域的な偏在が生じています。そこで、県としては、令和5年度(2023年度)までに市町村単位での空白地域を解消し、全市町村2カ所以上の設置に取り組むこととしております。目標の100カ所については、このような考えの下、各市町村及び各子ども食堂への聞き取り調査を基に、過去の平均伸び率に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により活動が停滞していることも勘案し、算出しています。	参考
11	自殺ほど、安全安心の社会でない結果を示す数字はない。KPIに自殺者数を入れて欲しい。	本県では、県の自殺対策の指針として「第2期熊本県自殺対策推進計画」を定めています。同計画では「令和8年(2026年)までに自殺死亡率を平成27年(2015年)と比べて34.7%以上減少させる」との数値目標を定め、普及啓発の推進、自殺対策に係る人材の育成、地域・職場・学校での心の健康づくりの推進等に取り組んでいます。同計画は、新しいくまもと創造に向けた基本方針と一体となって取組みの展開を図る個別計画であり、頂いた御意見を踏まえ、関係機関や団体と連携、協力して取組みを進めて参ります。	参考